

※太い線内は
記載しないで下さい。

模擬 在外選挙 参加申請書

(在外選挙人 登録申請書)

(見本)

姓名 ¹⁾	ハングル (漢字)	홍길동 洪吉東	ローマ字	HONG GILDONG	
生年月日	1950年12月31日		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
抹消された ²⁾ 住民登録番号					
旅券事項	旅券番号	発給日字	有効期間		
	M 01234567	2009.12.31	2019.12.31		
連絡先 ³⁾	電話番号 (携帯電話)	81-6-6123-4567 (090-1234-5678)	メールアドレス ⁴⁾	GDH@yahoo.co.jp	
父母姓名 ⁵⁾	父の姓名	洪 東 吉	母の姓名	朴 東 順	
大韓国内の 最終住所					
登録基準地 ⁶⁾ (本籍地)	서울 特別市 鐘路区 世宗路1街 1番地				
韓国国外住所 ⁷⁾ (郵便物などを 受領可能な場所)	居留国名	日本国	郵便番号	542-0086	
	住 所 (ローマ字)	3-4, 2-CHOME, NISHI-SINSAIBASHI, CHUO-KU, OSAKA, JAPAN			
添付書類の 提出与否 ⁸⁾	<input checked="" type="checkbox"/> 旅券 コピー	<input type="checkbox"/> ビザ コピー	<input type="checkbox"/> 永住権または 長期滞留証コピー	<input checked="" type="checkbox"/> 登録原票記載 事項証明書	<input type="checkbox"/> その他国籍 確認書類 ()
外国国籍 ⁹⁾ 保有事項	外 国 国籍名		外国国籍 取得理由		外国国籍 取得日字

本人は「国籍法」による大韓民国国民であることを確認し、模擬国会議員選挙にあたって、「公職選挙法」第218条の5により在外選挙人登録を申請し、選挙権を確認するための国籍、年齢、受刑事実、登録基準地などの個人身分情報を活用することに同意します。

- 添附：1. 旅券コピー 1枚
 2. (ビザコピー)・(永住権または長期滞留証コピー)・(登録原票記載事項証明書) から 1枚
 3. (国籍取得申告事実証明書)・(国籍保有申告事実証明書)・(国籍選択申告事実証明書)・
 (外国国籍放棄留保確認書)・(外国国籍放棄確認書)・(兵籍証明書) 1枚

年 月 日¹⁰⁾
 申請人： **洪吉東** (署名) **洪 諫**

中央選挙管理委員会 貴中

在外投票 ¹¹⁾ 管理官確認	受付公館名		確認結果	適合 : 不適合
	受付日字		不適合事由	
	確認者	職位	姓 名	⑩

- ▶ 上記の書式は模擬選挙実施のため、実際の在外選挙の在外選挙人登録申請書式を利用して作成したものです。
- ▶ 模擬選挙の参加申請書は公館訪問以外にも郵便・FAX・メールなどを利用して提出することができます。ただし、実際の選挙の時には公館を直接訪問して、在外選挙人登録申請をしなければなりません。
- ▶ 記載する前に裏面に書いてある記載要領をお読みください。

記載要領

- 注: 1) 姓名の“ハングル(漢字)”欄には家族関係登録簿に書かれている名前を書いて、“ローマ字”欄には旅券に書かれている英文の名前を大文字で記入します。
- 2) “抹消された住民登録番号”欄には住民登録番号があった申請人のみ記入します。
- 3) “電話番号”欄には連絡が可能な居住国の「国家番号(81)ー市外局番(0を除く)ー電話番号」を書いて、携帯電話番号は()の中に記入します。
- 4) “メールアドレス”欄には中央選挙管理委員会が作成・発送する政党・候補者情報資料(模擬選挙用)、模擬選挙に関する案内資料などを受けようと希望する人のみ記入します。
- 5) “父母姓名”欄には本人の有無および登録基準地の正確な確認のために、家族関係登録簿の両親の姓名を記入します。
- 6) “登録基準地”欄には家族関係登録簿上の登録基準地を記入します。
- 7) “韓国国外住所”欄は投票用紙と郵便物を受けることができる場所を国名を含めてローマ字または英文大文字で記入しなければならず、居所で郵便物を受けることが難しい人は公館を居所にすることができます。この場合、居所が誤って書かれた時には中央選挙管理委員会や在外投票管理官がこれを職権で修正することができます。
- 8) 参加申請書には旅券のコピーと共に、大韓民国国民であることを証明するビザのコピー・永住権または長期滞留証のコピー・登録原票記載事項証明書の中の一つを必ず添付しなければならず、“添付書類提出の有無”欄の該当書類に☑マークをします。添付書類は模擬選挙人募集締め切り日までに提出することができます。
- 9) 複数国籍者として国籍選択期間中である人の場合、ビザ・永住権・長期滞留証のコピー、または居留国の登録原票記載事項証明書の代わりに大韓民国国民であることを証明できる書類(国籍取得申告事実証明書、国籍保有申告事実証明書、国籍選択申告事実証明書、外国国籍放棄留保確認書、外国国籍放棄確認書、兵籍証明書など)を提出することができます。
- 10) “署名・捺印”欄には必ず本人が署名したり印鑑を押さなければなりません。
- 11) 「公職選挙法」第218条の5第1項により在外選挙人登録申請は公館に申告しなければなりません。下段の太線で表示された部分は、在外公館の在外投票管理官が記入します。